

わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)

令和6年7月1日現在

	減額期間	課税標準 特例割合	対象となる 取得時期	内容
家庭的保育事業 (地方税法第349条の3第27項)	無期限	2分の1	無期限	児童福祉法に規定される家庭的保育事業の用に供する償却資産
居宅訪問型保育事業 (地方税法第349条の3第28項)	無期限	2分の1	無期限	児童福祉法に規定される居宅訪問型保育事業の用に供する償却資産
事業所内保育事業 (地方税法第349条の3第29項)	無期限	2分の1	無期限	児童福祉法に規定される事業所内保育事業の用に供する償却資産
水質汚濁防止のための汚水 または廃液処理施設 (地方税法附則第15条第2項第1号)	無期限	2分の1	R4.4.1 ～ R8.3.31	水質汚濁防止法に規定する工場等の汚水または廃液処理施設
下水道法に規定する公共下水道を 使用する者が設置した除害施設 (地方税法附則第15条第2項第5号)	無期限	5分の4	R4.4.1 ～ R8.3.31	下水道の機能を妨げまたは損傷のおそれのある下水を排水するとき基準内に収まるよう処理を行う施設
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光) (地方税法附則第15条第25項第1号イ)	3年度分	3分の2	R2.4.1 ～ R8.3.31	太陽光発電設備(経済産業省の認定を受けた設備以外かつ再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得したもので、出力が1,000kw未満の設備
再生可能エネルギー発電設備 (太陽光) (地方税法附則第15条第25項第3号イ)	3年度分	4分の3	R2.4.1 ～ R8.3.31	上記設備で出力が1,000kw以上の設備
再生可能エネルギー発電設備 (風力) (地方税法附則第15条第25項第1号ロ)	3年度分	3分の2	R2.4.1 ～ R8.3.31	風力発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で出力が20kw以上の設備
再生可能エネルギー発電設備 (風力) (地方税法附則第15条第25項第3号ロ)	3年度分	4分の3	R2.4.1 ～ R8.3.31	上記設備で出力が20kw未満の設備
再生可能エネルギー発電設備 (水力) (地方税法附則第15条第25項第3号ハ)	3年度分	4分の3	R2.4.1 ～ R8.3.31	水力発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で、出力が5,000kw以上の設備
再生可能エネルギー発電設備 (水力) (地方税法附則第15条第25項第4号イ)	3年度分	2分の1	R2.4.1 ～ R8.3.31	上記設備で出力が5,000kw未満の設備

わがまち特例(地域決定型地方税制特例措置)

令和6年7月1日現在

	減額期間	課税標準 特例割合	対象となる 取得時期	内容
再生可能エネルギー発電設備 (地熱) (地方税法附則第15条第25項第1号ハ)	3年度分	3分の2	R2.4.1 ～ R8.3.31	地熱発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で、出力が1,000kw未満の設備
再生可能エネルギー発電設備 (地熱) (地方税法附則第15条第25項第4号ロ)	3年度分	2分の1	R2.4.1 ～ R8.3.31	上記設備で出力が1,000kw以上の設備
再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス) (地方税法附則第15条第25項第1号ニ)	3年度分	3分の2	R2.4.1 ～ R8.3.31	バイオマス発電設備(経済産業省の認定を受けた設備)で、出力が1万kw以上2万kw未満の設備(法附則第15条第25項第2号に規定する設備を除く)
再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス) (地方税法附則第15条第25項第4号ハ)	3年度分	2分の1	R2.4.1 ～ R8.3.31	上記設備で出力が1万kw未満の設備(法附則第15条第25項第2号に規定する設備を除く)
再生可能エネルギー発電設備 (バイオマス) (地方税法附則第15条第25項第2号)	3年度分	7分の6	R6.4.1 ～ R8.3.31	バイオマス発電設備(上記設備のうち、木質バイオマスまたは農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換するものに限る)で出力が1万kw以上2万kw未満の設備
水防法に規定する地下街等の所有者または管理者が取得した浸水防止用の設備 (地方税法附則第15条第28項)	5年度分	3分の2	H29.4.1 ～ R8.3.31	防水板、防水扉、排水ポンプおよび換気口浸水防止機
特定事業所内保育施設 (旧地方税法附則第15条第32項)	5年度分	2分の1	H29.4.1 ～ R6.3.31	子ども・子育て支援法に規定する、仕事・子育て両立支援事業のうち、企業主導型保育事業の運営費にかかる補助を受けた特定事業所内保育施設の用に供する固定資産で、有料で借り受けた以外のもの
生産性向上を目的として導入された設備等 (旧地方税法附則第64条)	3年度分	零	R3.4.1 ～ R5.3.31	中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従って取得した中小企業等経営強化法に規定する先端設備等

※ 対象設備および適用要件の詳細については、根拠法令もあわせて御確認ください。